# 石油臨時特別税に関する省令 （平成三年大蔵省令第七号）

石油臨時特別税に係る次の表の第一欄に掲げる財務省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

# 附　則

この省令は、平成三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成三年六月一四日大蔵省令第三五号）

この省令は、平成三年七月十日から施行する。

# 附　則（平成四年六月一九日大蔵省令第三二号）

この省令は、平成四年七月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年八月二一日大蔵省令第六九号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。